

◎新潟県告示第371号

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第6条の規定により、新潟県流域下水道事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲を次のように定め、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 新潟県流域下水道事業総括出納取扱金融機関  
公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗

名称	位置
第四銀行県庁支店	新潟市

- 2 新潟県流域下水道事業出納取扱金融機関  
公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四銀行県庁支店	新潟市
北越銀行新潟県庁支店	新潟市